

令和3年度第3回理事会（web）開催議事録

日時： 令和4年3月23日（水）18時30－19時30分

場所：東京都新宿区信濃町35番地

臨床研究棟3階 外科学教室・脳神経外科学教室 会議室

出席

吉野（44回）市来寄（48回）河瀬（49回）松本（52回）島津（53回）窪地（58回）

磯部（59回）小澤（60回）黒田（61回）菅（61回）浅村（62回）北川（65回）

志水（65回）菅沼（75回）朝倉（81回）茂田（85回）

監事：熊井（46回）尾原（72回）

陪席：堤健太郎顧問弁護士、岡田税理士

同窓会係：岡林（78回）木村（79回）山田（81回）事務局 本間

（上記松本及び事務局以外は、全てWeb会議室システムにより出席）

アジアロボット・内視鏡外科学会（ACRLS2022）会長 杉岡篤（61回）

第35回日本肝胆膵外科学会 会長 田邊稔（64回）

湘南東部総合病院副院長 櫻井嘉彦（69回）

〃 中山祐次郎（93回相）

定刻に至り、議長の松本純夫理事長が開会を宣し、本日の理事会が定足数をもって成立する旨を告げ、資料の確認のあと議事に入った。なお、議長は、審議に先立ち、Web会議システムにより、出席者が一堂に会するのと同様に適時的確な意見表明が互いにできる状態となっていることを確認した。

配布資料

1. 規定集修正案
2. 各規程の変更新旧一覧表
3. アジアロボット・内視鏡外科学会、第15回国際胃癌学会、第35回日本肝胆膵外科学会総会
4. 学会支援募金委員会名簿
5. 令和3年度刀林賞候補論文一覧

決議事項

第1号議案 規定集修正変更の件

議長は、事前送付した資料をもとに説明した。

議長は、このうち、1. 定款施行細則は、現行定款、代議員選出規則、役員候補者選出規則に内容が組み込まれているため廃止することを提案した。

これに対して、議長は、

2. 委員会設置要綱、
3. 刀林基金規定、
4. 将来構想委員会規則、
5. 広報委員会規則
6. 刀林賞選考委員会規則、
7. 刀林賞規則、
8. 学術集会開催支援募金に関する細則

は、法人化に伴う表記の変更が中心とする改訂をなすことを提案した。

続いて、議長の指名により、陪席の堤弁護士より、以下の通り補足説明がなされた。

(1) 1. 定款施行細則

法人化における定款等の策定の段階で、各条文は、その趣旨に応じて、定款における条項化、代議員選出規則及び役員候補者選出規則の策定をもって反映させることとした。わずかに残った条項はあるが、規定にするに及ばないものとした。

以上の通り、定款施行細則はその役割を果たしたものであり、廃止とすることが相当である。

(2) 2. 委員会設置要綱～8. 学術集会開催支援募金に関する細則

いずれも法人化に伴う表記の変更、条項の番号の表記方法の統一等の表現上の修正を内容とするものである。その他、各規則に固有の変更事項は以下の通りである。

① 2. 委員会設置要綱

本要綱が委員会の設置・運営に関する総則的位置づけであること、各委員会の規則に別段の定めがあれば、当該規則が優先することを明らかにした。

② 3. 刀林基金規定

唯一見出しのなかった第5条に見出しを設けた。

③ 6. 刀林賞選考委員会規則

島津元秀委員長から、刀林賞選考委員会における成案として、第4条7項に以下の規定を設けることを提案された。

「第4条（運営）

7 委員が論文の共著者、推薦者、親族など利益相反を有する場合、委員の自己申告により論文評価の遂行または辞退を決することができる。

なお、評価辞退者が出た場合、評価得点の合計点ではなく平均点で評価し、かつ推薦者数は評価辞退者分の減少数を勘案して評価する。」

④ 8. 学術集会開催支援募金に関する細則

吉野理事から意見が寄せられ、第8条を以下の通り変更することを提案された。

「第8条（開示）

寄付応募人数と募金総額及び募金目標達成率は、当該学術集会結果概要とともに、『刀林』紙上に掲載する。」

吉野理事より、刀林賞選考委員会規則第4条7項に関して、利益相反にある委員は、論文評価に関与しないこととすべきであるとの意見が出された。これに対して、島津委員長は、利益相反にあっても委員が論文評価に関与してきたという慣行があったことが無視できないことから、委員会としては当該委員の良心に委ねる形とすることに落ち着いたというのが経過であると回答した。

議長より、1. 定款施行細則の廃止と3. 刀林基金規定、7. 刀林賞規則の変更は、理事会の承認に加え、社員総会での承認が必要であるが、その他の規定は本理事会における承認で完結すると説明がなされた。

その上で、議長より、1. 定款施行細則の廃止と2. 委員会設置要綱から8. 学術集会開催支援募金までの規定を別紙の内容にて変更することを議場に諮ったところ、全員一致で承認された。

第2号議案 学会支援募金支援要請の件

以下の3つの学会支援について、審議がなされた。

(1) アジアロボット・内視鏡外科学会 (ACRLS2022)

議長の指名により、藤田医科大学国際医療センター教授の杉岡篤会員より学会について説明があった。

議長は、その内容について議場に諮ったところ全員一致で承認された。

(2) 第15回国際胃癌学会の件

議長の指名により、北川雄光教授より学会について説明があった。

議長は、その内容について議場に諮ったところ全員一致で承認された。

(3) 第35回日本肝胆膵外科学会総会の件

議長の指名により、東京医科歯科大学肝胆膵外科教授 田邊稔会員より説明があった。

議長は、その内容について議場に諮ったところ全員一致で原案通り承認された。

第3号議案 令和4年刀林賞選考承認の件

議長の指名より、島津元秀刀林賞選考委員会委員長より、以下の通り説明がなされた。

令和3年度刀林賞選考会議が3月17日に行われ、5名の応募から刀林賞候補者は田村亮太会員(89回)、刀林奨励賞については東尚伸会員(90回)、志満敏行会員(90回相当)とした旨決議がなされた。

議長は以上の内容について議場に諮ったところ、全員一致で原案通り承認された。

吉野理事より、推薦者の中に選考委員はいるかと質問があり、島津委員長からは教授の先生は全員選考委員となっているので、推薦者の中に選考委員が含まれているこ

とになると回答があった。

第4号議案 新入会員の件

議長の指名により、湘南東部総合病院副院長の櫻井嘉彦会員より推薦の挨拶、その後、入会希望者の同病院医師の中山祐次郎氏より挨拶がなされた。

次いで、議長は中山氏の入会の賛否を議場に諮ったところ、全員一致で承認された。

第5号議案 令和4年総会講演の件

議長より、令和4年総会について、以下の通り、説明があった。

本年の総会は、外科学教室100周年記念祝賀会が来年に延期となったことから、新たに日程を決める必要がある。総会中に開催する社員総会は、本来なら法人税法上の申告の期限から3か月以内に行うべきことから6月に開催すべきことが定款でも定められているが、諸般の事情に鑑みて、それより1か月遅く7月16日16時半からWeb開催とすることとした。

そして、総会に行う講演会は、北川教授に「慶應義塾常任理事に就任して」（仮題）というタイトルでお願いしたい。

以上の講演会の開催について、議場に諮ったところ、全員一致で原案通り承認された。

第6号議案 評議員選挙の件

議長より評議員選挙の件で以下の説明がなされた。

本年は3年に1回の評議員選挙の年となったが、刀林会会員管理システムを使用した選挙をした。メリットは、費用節約（郵送代等）と時間の節約にある。但し、卒後50年以上の会員からは3名を選出するところ、メールアドレスを登録していない会員も多いので、例外として従来の郵送による投票とさせていただいた。

選挙の締切が今月末ですので、結果が出揃ったらご報告する。

議長より、評議員選挙についてのシステム変更について議場に諮ったところ、全員一致で原案通り承認された。

第7号議案 学会支援募金委員会の委員承認

議長より、顧問は理事長、委員長は黒田教授、委員は各診療科から出すものとし、木村成卓（心臓血管外科）、朝倉啓介（呼吸器外科）、茂田浩平（一般・消化器外科）、松田諭（一般・消化器外科）の各会員とすることの提案があった。

議長より、以上について議場に諮ったところ、原案通り承認された。

なお、吉野理事より、委員についてはテンポラリーの方がよいのではないかとの意

見が出された。

第8号議案 学会支援募金の送金の件

議長より、招集時より追加されたその他の事項としてご相談したいことがあるとし、その指名により、事務局から以下の通り説明がなされた。

2021年度学会支援募金の第52回日本心臓血管外科学会（会長 鈴木孝明会員）の支援募金が終了し、その総額204万円となった。ワックスマン財団の例に倣い、総額の2%の40,800円を差し引いて送付する、あるいは、経費は徴収せず、204万円全額を振り込むことのどちらを選択すべきか。ご意見があれば伺いたい。

議場からは、以下の意見ないし問答がなされた。

小澤財務委員長：学会支援募金を運営するのに必要経費の考え方によると思う。

最低限の必要経費（郵送料、コピー代など）をカバーする必要経費は頂いてもいいのではないかと思う。

河瀬理事：免税措置は受けられるか。

議長：どちらにしても公益法人ではないので、免税措置は受けることができない。

吉野理事：最近、刀林会は黒字だと思うのでとりあえずは、刀林会負担でやってみて、様子を見たらどうか。

議長：社員総会の時に年度決算が出るが、そんなには黒字ではない。会費納入率が6割、諸経費が法人になってからかかっている。会費納入率を上げなければいけない。

岡田税理士：問い合わせを受けた時点では、非営利団体である当会が利益を挙げることがどうなのかという意味でご意見申し上げたが、実費程度の徴収であれば問題ないと思う。

黒田教授：募金額によって違ってくるので、2パーセントとはせずに概算の手数料をとるのはどうか。

以上の議論を受け、議長は、今回は経費、手数料を徴収せず、204万円全額を振り込むことで議場に諮ったところ、賛成多数により承認された。

最後に、志水会員より、第74回日本胸部外科学会を開催したお礼の挨拶がなされた。

議長は、以上をもって本日予定した議事の終了を告げ、他に案件がないことを確認後、19時30分閉会を宣した。

以上の決議を明確にするため、この議事録を作成し、議長がこれに記名押印する。

令和4年3月23日

(別紙)

1 委員会設置要綱

現行	変更案
<p>刀林会委員会設置要綱</p> <p>第1条（<u>委員会設置</u>） 慶應義塾大学医学部外科学教室同窓会（刀林会）（以下、<u>本会</u>）は、<u>会則第23条に基づき、委員会を置くことができる。</u></p> <p>第2条（<u>委員会規則</u>） 委員会規則は、<u>本会会則に準拠した上で、委員会が独自に作成し、理事会の承認を得るものとする。</u></p> <p>第3条（<u>委員会名称</u>） 委員会名称は、<u>〇〇委員会の文字を付すものとする。</u></p> <p>第4条（<u>委員会業務</u>） 委員会は、<u>本会が定めた事業〇〇の達成に向けて、具体的業務手順を定め、実行するものとする。</u></p> <p>第5条（<u>委員会構成</u>） 委員会は、<u>委員長及び委員若干名を以って構成する。</u></p>	<p><u>一般社団法人慶應義塾大学医学部外科学教室同窓会（刀林会）委員会設置要綱</u></p> <p>第1条（<u>目的</u>） <u>本要綱は、一般社団法人慶應義塾大学医学部外科学教室同窓会（刀林会）（以下、「本法人」という）が、定款第57条に基づき、委員会の設置及び運営の基本的事項を定めるものとする</u>ことを目的とする。</p> <p>第2条（<u>委員会規則</u>） <u>1 委員会規則は、本法人定款に準拠した上で、委員会が独自に作成し、理事会の承認を経て制定されるものとする。</u> <u>2 前項により制定される委員会規則のうち、本要綱と異なる内容の規定がある場合は、この法人の定款に反しない限り、委員会規則における当該規定が優先する。</u></p> <p>第3条（<u>委員会名称</u>） <u>委員会の名称は、末尾に「委員会」の文字を付すものとする。</u></p> <p>第4条（<u>委員会業務</u>） <u>委員会は、定款第4条に定められた事業の達成に向けて、具体的業務手順を定め、実行するものとする。</u></p> <p>第5条（<u>委員会構成</u>） <u>1 委員会は、委員長及び委員若干名を以って構成する。</u> <u>2 委員長は、理事長が本法人正会員の</u>中から指名、<u>本法人理事会の承認を得</u></p>

<p>2 委員長は、理事長が<u>本会</u>会員の中から指名、<u>本会</u>理事会の承認を得るものとする。</p> <p>3 委員は、委員長が<u>本会</u>会員の中から推薦し、<u>本会</u>理事会の議を経て、理事長が委嘱する。</p> <p>4～7 【条文省略】</p> <p>第6条（委員会運営） 委員長は、毎年○回以上の定例委員会を招集し、委員会の議長を務める。</p> <p>2～6 【条文省略】</p> <p>第7条～第8条 【条文省略】</p> <p>附則</p> <p>1 本要綱は平成26年6月21日に施行。</p> <p>【新設】</p>	<p>る<u>こと</u>で選任されるものとする。</p> <p>3 委員は、委員長が<u>本法人</u>会員の中から推薦し、<u>本法人</u>理事会の議を経て、理事長が委嘱する。</p> <p>4～7 【現行通り】</p> <p>第6条（委員会運営） 1 委員長は、毎年<u>1</u>回以上の定例委員会を招集し、委員会の議長を務める。</p> <p>2～6 【現行通り】</p> <p>第7条～第8条 【現行通り】</p> <p>附則</p> <p>1 本要綱は平成26年6月21日に施行。</p> <p>1 <u>本要綱は令和4年3月23日に改正。</u></p>
--	--

2 刀林基金規定

現行	変更案
<p>刀林基金規定</p> <p>前文</p> <p>昭和51年に行われた第76回日本外科学会総会会長 石川七郎 慶應義塾大学医学部同窓会（刀林会、以下、本会）会員の学会運営に対して、本会会員より多大な寄付が行われた。これに謝意を表した石川七郎会員から本会への寄付、1,000万円を原資として、本会内に刀林基金規定（以下、本規定）のもと、刀林基金（以下、</p>	<p><u>一般社団法人慶應義塾大学医学部外科学教室同窓会（刀林会）</u> 刀林基金規定</p> <p>前文</p> <p>昭和51年に行われた第76回日本外科学会総会会長 石川七郎 慶應義塾大学医学部同窓会（刀林会、以下、<u>法人化前の社団</u>について「本会」という）会員の学会運営に対して、本会会員より多大な寄付が行われた。これに謝意を表した石川七郎会員から本会への寄付、1,000万円を原資として、本会内に刀林基金規定（以下、「<u>本規定</u>」</p>

<p>本基金) が設立された。</p> <p>第2段落以降 【本文省略】</p> <p>第1条 (目的) 本規定は、刀林基金の有効な活用により、<u>本会</u>会員の学術研究及び同窓会事業の発展に寄与することを目的とする。</p> <p>第2条 (事業) 本規定により、<u>本会</u>は、次の事業を行う。</p> <p><u>1</u> 刀林賞の授与、刀林賞の内容、応募資格、選考過程等は、別に定める刀林賞規定による。</p> <p><u>2</u> その他、前条の目的達成のための事業</p> <p>第3条 (基金内容) 本基金は、次のものよりなる。</p> <p><u>1</u> 石川七郎会員よりの寄付金</p> <p><u>2</u> 本会会員及び一般よりの寄付金</p> <p>第4条 (管理・運営) 本基金は、<u>本会</u>一般会計とは別個に管理される。</p> <p><u>2</u> 本基金の会計年度は、<u>本会</u>一般会計同様、毎年、4月1日より翌年3月31日までとする</p> <p>第5条</p>	<p><u>という)</u>のもと、刀林基金(以下、「<u>本基金</u>という)が設立された。</p> <p>第2段落以降 【現行通り】</p> <p>第1条 (目的) 本規定は、刀林基金の有効な活用により、<u>一般社団法人慶應義塾大学医学部外科学教室同窓会</u>(以下「<u>本法人</u>」という)会員の学術研究及び同窓会事業の発展に寄与することを目的とする。</p> <p>第2条 (事業) 本規定により、<u>一般社団法人慶應義塾大学医学部外科学教室同窓会</u>(以下「<u>本法人</u>」という)は、次の事業を行う。</p> <p><u>(1)</u> 刀林賞の授与、刀林賞の内容、応募資格、選考過程等は、別に定める刀林賞規定による。</p> <p><u>(2)</u> その他、前条の目的達成のための事業。</p> <p>第3条 (基金内容) 本基金は、次のものよりなる<u>ものとする</u>。</p> <p><u>(1)</u> 石川七郎会員よりの寄付金</p> <p><u>(2)</u> 本会会員及び一般よりの寄付金</p> <p><u>(3)</u> <u>本基金より生ずる果実</u></p> <p><u>(4)</u> <u>その他の収入</u></p> <p>第4条 (管理・運営) <u>1</u> 本基金は、<u>本法人</u>の一般会計とは別個に管理される。</p> <p><u>2</u> 本基金の会計年度は、<u>本法人</u>の一般会計同様、毎年、4月1日より翌年3月31日までとする。</p> <p>第5条 <u>(承認手続・開示)</u></p>
---	--

<p>本基金の事業計画、予算、事業報告及び決算は、<u>本会評議員会承認を得たのち</u>、総会での報告及び機関紙ないしホームページでの公示を要す。</p> <p>第6条（規則変更） 本規定は、理事会の議決を経て、<u>評議員会</u>の承認を受け、変更することができる。</p> <p>附則 1 本規定は、昭和52年6月11日に施行 1 本規定は、平成27年6月20日に改正 【新設】</p>	<p>本基金の事業計画、予算、事業報告及び決算は、<u>本法人社員総会</u>の承認を得たのち、総会での報告及び機関紙ないしホームページでの公示を要す。</p> <p>第6条（規則変更） 本規定は、<u>本法人理事会</u>の議決を経て、<u>本法人社員総会</u>の承認を受け、変更することができる。</p> <p>附則 1 本規定は、昭和52年6月11日に施行 1 本規定は、平成27年6月20日に改正 1 本規定は、令和4年7月16日に改正</p>
---	---

3 将来構想委員会規則

現行	変更案
<p><u>刀林会基本問題検討委員会規則</u>（将来構想委員会に改名）</p> <p>第1条（名称） 本委員会は、刀林会（以下、本会）<u>基本問題検討委員会</u>（以下、本委員会）と称する。</p> <p>第2条（業務） 本委員会は、<u>本会</u>の運営全般に関する基本的な課題を抽出、審議し、その結果を基に<u>会則、施行細則、規則等</u>の改訂について、必要に応じて理事会へ提言する。</p> <p>第3条（構成）</p>	<p><u>一般社団法人慶應義塾大学医学部外科学教室同窓会</u>（刀林会）<u>将来構想基本問題検討委員会規則</u></p> <p>第1条（名称） 本委員会は、刀林会<u>将来構想委員会</u>（以下、「<u>本委員会</u>」という）と称する。</p> <p>第2条（業務） 本委員会は、<u>一般社団法人慶應義塾大学医学部外科学教室同窓会</u>（以下「<u>本法人</u>」という）の運営全般に関する基本的な課題を抽出、審議し、その結果を基に<u>定款、規則等</u>の改訂について、必要に応じて理事会へ提言する。</p> <p>第3条（構成）</p>

<p>本委員会は、委員長及び各診療科構成を勘案した委員若干名を以って構成する。</p> <p>2 委員長は、理事長が<u>本会</u>理事、評議員及び会員の中から指名し、<u>本会</u>理事会の承認を得るものとする。</p> <p>3 委員は、委員長が<u>本会</u>理事、評議員、会員の中から推薦し、<u>本会</u>理事会の議を経て理事長が委嘱する。</p> <p>4～7 【条文省略】</p> <p>第4条（運営） 委員長は、毎年1回以上の定例委員会を招集し、委員会の議長を務める。</p> <p>2～6 【条文省略】</p> <p>第5条～第6条 【条文省略】</p> <p>附則 1 本規則は平成26年6月21日に施行 【新設】</p>	<p><u>1</u> 本委員会は、委員長及び各診療科構成を勘案した委員若干名を以って構成する。</p> <p>2 委員長は、理事長が<u>本法人</u>理事、評議員及び会員の中から指名し、<u>本法人</u>理事会の承認を得るものとする。</p> <p>3 委員は、委員長が<u>本法人</u>理事、評議員、<u>正会員</u>の中から推薦し、<u>本法人</u>理事会の議を経て理事長が委嘱する。</p> <p>4～7 【現行通り】</p> <p>第4条（運営） <u>1</u> 委員長は、毎年1回以上の定例委員会を招集し、委員会の議長を務める。</p> <p>2～6 【現行通り】</p> <p>第5条～第6条 【現行通り】</p> <p>附則 1 本規則は平成26年6月21日に施行。 <u>1</u> 本規則は令和4年3月23日に改定。</p>
---	--

4 広報委員会規則

現行	変更案
<p>刀林会広報委員会規則</p> <p>第1条（名称） この委員会は、刀林会（以下、「<u>本会</u>という）<u>広報委員会</u>（以下、本委員会）と称する。</p> <p>第2条（目的と業務） 本委員会は、<u>本会</u>の広報活動を目的とする。</p>	<p><u>一般社団法人慶應義塾大学医学部外科学教室同窓会（刀林会）<u>広報委員会規則</u></u></p> <p>第1条（名称） この委員会は、刀林会広報委員会（以下、「<u>本委員会</u>という）と称する。</p> <p>第2条（目的と業務） <u>1</u> 本委員会は、<u>一般社団法人慶應義塾大学医学部外科学教室同窓会</u>（以下「<u>本法人</u>」</p>

2 本委員会は、前項の目的達成のため、次の業務を行う。

(1) 本会機関紙『刀林』の編集と発刊、原則として年2回（6月及び12月）

(2) 本会ホームページ（以下、HP）の管理

(3) その他、必要な手段

第3条（構成）

本委員会は、刀林新聞編集委員会（以下、編集委員会）及びHP小委員会より成る。

2 編集委員会委員構成は、原則として、次のようとする。

1 一般・消化器外科、脳神経外科、心臓血管外科、呼吸器外科及び小児外科から選出された在職中の教員（助教以上）各1名

2 本教室関連施設に勤務する会員 1～2名

3 その他、本委員会が必要と認める者

3 HP小委員会委員構成は、上項 2に準じる。

4～6 【条文省略】

7 本委員会委員長及びHP小委員会委員長は、本会理事長が本会会員の中から指名し、本会理事会の承認を得るものとする。

8 編集委員会委員及びHP小委員会委員は、それぞれ、本委員会委員長及びHP小委員会委員長が、本会会員の中から推薦し、本会理事会の議を経て、理事長が委嘱する。

9～11 【条文省略】

という）の広報活動を目的とする。

2 本委員会は、前項の目的達成のため、次の業務を行う。

(1) 本法人機関紙『刀林』の編集と発刊、原則として年2回（6月及び12月）

(2) 本法人ホームページ（以下、「HP」という）の管理

(3) その他、前項の目的達成に必要な手段

第3条（構成）

1 本委員会は、刀林新聞編集委員会（以下、「編集委員会」という）及びHP小委員会より成る。

2 編集委員会委員の構成は、原則として、次の通りとする。

(1) 一般・消化器外科、脳神経外科、心臓血管外科、呼吸器外科及び小児外科から選出された在職中の教員（助教以上）各1名

(2) 本教室関連施設に勤務する会員 1 ないし 2名

(3) その他、本委員会が必要と認める者

3 HP小委員会委員の構成は、第2項に準じる。

4～6 【現行通り】

7 本委員会委員長及びHP小委員会委員長は、本法人理事長が本法人会員の中から指名し、本法人理事会の承認を得るものとする。

8 編集委員会委員及びHP小委員会委員は、それぞれ、本委員会委員長及びHP小委員会委員長が、本法人会員の中から推薦し、本法人理事会の議を経て、理事長が委嘱する。

9～11 【現行通り】

<p>第4条（運営）</p> <p>本委員会委員長は、原則として、毎年2回以上の定例委員会を招集し、会議の議長を務める。</p> <p>2～3【条文省略】</p> <p>4 担当理事は、理事会の提案を委員会ないし委員長に伝え、また、委員会の審議経過及び議決結果を理事会に報告する。</p> <p>5～7【条文省略】</p> <p>第5条（委員会議事録）</p> <p>委員会開催後は、議長が議事録を作成し、議長とともに議事録署名人2名が署名するものとする。議事録は、理事長が保管する。</p> <p>第6条（規則変更）</p> <p>本規則は、本委員会構成員の3分の2以上（委任状を含む）の議決を経て、本会理事会の承認を受け、変更することができる。</p> <p>附則</p> <p>1 本規則は平成26年6月21日に施行</p> <p>【新設】</p>	<p>第4条（運営）</p> <p><u>1</u> 本委員会委員長は、原則として、毎年2回以上の定例委員会を招集し、会議の議長を務める。</p> <p>2～3【現行通り】</p> <p>4 担当理事は、<u>本法人</u>理事会の提案を委員会ないし委員長に伝え、また、委員会の審議経過及び議決結果を理事会に報告する。</p> <p>5～7【現行通り】</p> <p>第5条（委員会議事録）</p> <p>委員会開催後は、議長が議事録を作成し、議長とともに議事録署名人2名が署名するものとする。議事録は、<u>本法人</u>理事長が保管する。</p> <p>第6条（規則変更）</p> <p>本規則は、本委員会構成員の3分の2以上（委任状を含む）の議決を経て、<u>本法人</u>理事会の承認を受け、変更することができる。</p> <p>附則</p> <p>1 本規則は平成27年6月21日に施行。</p> <p><u>1 本規則は令和4年3月23日に改定。</u></p>
---	---

5 刀林賞選考委員会規則

現行	変更案
<p>刀林賞選考委員会規則</p> <p>第1条【条文省略】</p>	<p><u>一般社団法人慶應義塾大学医学部外科学教室同窓会（刀林会）刀林賞選考委員会規則</u></p> <p>第1条【現行通り】</p>

第2条（目的）

本委員会は、刀林賞規則第6条第2項に準拠し、刀林賞受賞候補者の選考を行うことを目的とする。

第3条（構成）

本委員会は、委員長及び各診療科構成を勘案した委員若干名を以って構成する。

2 委員長は、理事長が会員の中から指名し、本会理事会の承認を得るものとする。

3 委員は、委員長が本会会員の中から推薦し、本会理事会の承認を得るものとする。

4～8 【条文省略】

第4条（運営）

委員長は、毎年1回以上の定例委員会を招集し、委員会の議長を務める。

2～6 【条文省略】

7 【新設】

第5条～第6条 【条文省略】

附則

第2条（目的）

本委員会は、一般社団法人慶應義塾大学医学部外科学教室同窓会（以下「本法人」という）刀林賞規則第6条第2項に基づき、刀林賞受賞候補者の選考を行うことを目的とする。

第3条（構成）

1 本委員会は、委員長及び各診療科の構成を勘案した委員若干名を以って構成する。

2 委員長は、本法人理事長が会員の中から指名し、本法人理事会の承認を得るものとする。

3 委員は、委員長が本法人会員の中から推薦し、本法人理事会の承認を得るものとする。

4～8 【現行通り】

第4条（運営）

1 委員長は、毎年1回以上の定例委員会を招集し、委員会の議長を務める。

2～6 【現行通り】

7 委員が論文の共著者、推薦者、親族など利益相反を有する場合、委員の自己申告により論文評価の遂行または辞退を決することができる。

なお、評価辞退者が出た場合、評価得点の合計点ではなく平均点で評価し、かつ推薦者数は評価辞退者分の減少数を勘案して評価する。

第5条～第6条 【現行通り】

附則

1 本規則は平成27年6月20日に施行 【新設】	1 本規則は平成27年6月20日に施行。 1 本規則は令和4年3月23日に改定。
-----------------------------	---

6 刀林賞規則

現行	変更案
<p>刀林賞規則</p> <p>第1条（目的） 本規則は、刀林基金規定第2条第1項に基づき、刀林基金による刀林賞事業の円滑な運営を目的とする。</p> <p>第2条（対象） 刀林賞は、本会会員の、以下の優れた業績に対して授与される。</p> <p>1 臨床的研究 2 临床上、有用な基礎的研究 3 医学上の社会活動に関する研究 4 本会の発展に著しく貢献したと考えられる業績</p> <p>第3条【条文省略】</p> <p>第4条（応募資格） 刀林賞は、次の条件に該当する会員・業績を、選考の対象とする。ただし、第2条3及び4の対象者に関しては、次の1及び4について、この限りでない。</p> <p>1 査読システムのある医学雑誌に、当該選考年の11月30日までの直近2年間に、掲載又は掲載確定となった学術論文の筆頭著者</p>	<p>一般社団法人慶應義塾大学医学部外科学教室同窓会（刀林会）刀林賞規則</p> <p>第1条（目的） 本規則は、<u>一般社団法人慶應義塾大学医学部外科学教室同窓会（以下「本法人」という）</u>刀林基金規定第2条第1項に基づき、刀林基金による刀林賞事業の円滑な運営を目的とする。</p> <p>第2条（対象） 刀林賞は、<u>本法人</u>会員の、以下の<u>いずれかの事項における優れた業績</u>に対して授与されるものとする。</p> <p>(1) 臨床的研究 (2) 临床上、有用な基礎的研究 (3) 医学上の社会活動に関する研究 (4) 本会の発展に著しく貢献したと考えられる業績</p> <p>第3条【現行通り】</p> <p>第4条（応募資格） 刀林賞は、次の条件に該当する会員・業績を、選考の対象とする。ただし、第2条第3号及び第4号の対象者に関しては、次の第1号及び第4号の事項は条件から除外されるものとする。</p> <p>(1) 査読システムのある医学雑誌に、当該選考年の11月30日までの直近2年間に、掲載又は掲載確定とな</p>

- 2 応募は1人1編とする
- 3 症例報告は応募の対象とならない
- 4 刀林賞受賞歴のない者
- 5 刀林会会費完納者

第5条（応募条件）

1～2 【条文省略】

3 応募者の指導者ないし指導教授1名の推薦状（書式：応募用紙中）を要する。ただし、第2条3及び4の対象者に関しては、本会理事又は、監事1名の同様推薦状とする。

第6条（選考方法）

- 1 受賞者は、刀林賞選考委員会による推薦ののち、理事会及び評議員会の承認を経て、総会で報告・表彰される。
- 2 刀林賞選考委員会は、別に定める同委員会規則によって運営される。
- 3 【条文省略】

第7条 【条文省略】

第8条（規則変更）

本規則は、理事会の議決を経て、評議員会の承認を受け、変更することができる。

附則

- 1 本規則は平成27年1月30日に施行
【新設】

った学術論文の筆頭著者とする。

- (2) 応募は1人1編とする。
- (3) 症例報告は応募の対象とならない。
- (4) 刀林賞受賞歴のない者。
- (5) 刀林会会費完納者。

第5条（応募条件）

1～2 【現行通り】

3 第1項の応募においては、応募者の指導者又は指導教授1名の推薦状（応募用紙中の書式による）を要する。ただし、第2条第3号及び第4号の対象者に関しては、本法人理事又は監事1名の前記書式による推薦状とする。

第6条（選考方法）

- 1 受賞者は、刀林賞選考委員会による推薦ののち、理事会及び社員総会の承認を経て、全員集会で報告・表彰される。
- 2 刀林賞選考委員会は、本法人が別に定める同委員会規則によって運営される。
- 3 【現行通り】

第7条 【現行通り】

第8条（規則変更）

本規則は、本法人の理事会の議決を経て、社員総会の承認を受け、変更することができる。

附則

- 1 本規則は平成27年1月30日に施行。
1 本規則は令和4年7月16日に改正。

7 学術集会開催支援募金に関する細則

現行	変更案
刀林会学術集会開催支援募金に関する内規	<u>一般社団法人慶應義塾大学医学部外科学教室同窓会(刀林会)学術集会開催支援募金に関する細則</u>
1 【条文省略】	<u>第1条(募金活動の対象)</u> 【現行通り】
2 【条文省略】	<u>第2条(支援対象者)</u> 【現行通り】
3 【条文省略】	<u>第3条(募金希望の方法)</u> 【現行通り】
4 【条文省略】	<u>第4条(募金希望額の上限)</u> 【現行通り】
5 理事長は、理事会開催前に募金希望者に対し学会の理念、予算案について面接することができる。	<u>第5条(説明)</u> 理事長は、理事会開催前に、募金希望者に対し、学会の理念、予算案について面接し説明を受けることができる。
6 募金活動は、理事会で議決し、評議員会の承認を要する。	<u>第6条(承認手続)</u> 募金活動は、理事会で議決し、社員総会の承認を要する。
7 【条文省略】	<u>第7条(決算報告)</u> 理事長は、学会終了後、学会長より決算の報告を受ける。
8 【条文省略】	<u>第8条(開示)</u> 寄付応募人数と募金総額及び募金目標達成率は、当該学術集会結果概要とともに、『刀林』紙上に掲載する。

<p>9 【条文省略】</p> <p>附則</p> <p>1 本内規は、平成12年5月27日に発効した「刀林会学会支援募金に関する内規」を、平成28年4月27日に改定したものである</p> <p>【新設】</p>	<p><u>第9条（雑則）</u></p> <p>その他の事項については、理事会の議を経て決定する。</p> <p>附則</p> <p>1 本内規は、平成12年5月27日に発効した「刀林会学会支援募金に関する内規」を、平成28年4月27日に改定。</p> <p><u>1 本内規は、令和4年3月23日に改正し、内規から細則と改定。</u></p>
--	---

以上